



連載 ▶ ステークホルダー対応の最前線

第11回 ガラパゴス的対応からの脱却 ——日本企業は国際人権NGOの主張と いかに向き合うべきか 国際人権NGO (ヒューマンライツ・ナウ) 事務局 長・伊藤和子弁護士との対論

弁護士・ニューヨーク州弁護士*

蔵元左近 Sakon Kuramoto

* オリック東京法律事務所・外国法共同事業

I はじめに

筆者が本誌1065号(2016年1月1日号)¹で本連載を開始して以来、約3年が経過した。この間、日本企業の直面するESGリスク(特に、日本企業を取り巻く各ステークホルダーの人権リスク)への適正な対応は、サプライチェーンの適正化・透明化を指向する各国の法令(いわゆる人権監視法)の立法化の進展、機関投資家によるESG投資の急拡大、SDGs(持続可能な開発目標)ないし「ビジネスと人権」への各国政府・市民の支持の広がり等のさまざまなかたちを取りながら、21世紀のグローバル経済を支える思潮になりつつあり、グローバル化を図る日本企業(グループ)にとっても無視し得ないものとなっている。

このような中で、国際人権NGOは従来、主に

欧米企業を対象に活動してきたが、近時は、国際展開を進める日本企業(グループ)を標的にする動きが現実化している。特に、日系の国際人権NGOである「ヒューマンライツ・ナウ」(以下「HRN」という)は、国際的な人権保護活動で活躍してきた複数の弁護士を中心的なスタッフとして配置し、記者会見等を駆使して自らの主張を効果的に拡散して、企業・団体等への働きかけを積極的に行っている。たとえば、HRNは、以前から、日系アパレルメーカー各社に対し、サプライチェーン上の問題を追及しており、各社はいずれも対応に追われている²。さらに、HRNは、直近では、日本企業のサプライチェーン上に位置するタイの鶏肉工場で、現地労働者が劣悪な環境で労働に従事しているという内容の調査報告書を発表し、タイから鶏肉食品を輸入している日本企業に

対し、サプライチェーン上の労働環境の改善に取り組むことを求めている³。

このように、HRNは、日本企業にとって、国際人権NGOの中でも特に「手強い相手」となっている。日本企業の法務・コンプライアンス担当者としては、リスクマネジメントの観点から、HRNの主張の内容を分析し、防御策を検討する必要があると思われる。他方で、日本企業のステークホルダー対応の観点からは、HRNの主張中で耳を傾けるべき内容があれば、それを踏まえて自社・グループの取組みを予防的に改善する必要があると思われる。

そこで、今回は、HRNの事務局長である伊藤和子弁護士に寄稿を依頼し、国際人権NGO事務局長である伊藤弁護士と、ビジネス弁護士である筆者の立場の双方から、対論形式により、日本企業が国際人権NGOの主張にいかに向き合うべきかをテーマとして論じることとした。今回、寄稿を快諾していただいた伊藤弁護士には改めて御礼申し上げたい。

筆者の見るところ、これまで、わが国の企業法務系法律雑誌で同種の記事はほとんど存在しなかったと思われる。しかしながら、日本企業(グループ)を取り巻く現下の状況に鑑みると、今回の対論記事は特に日本企業の法務・コンプライアンス担当者のニーズに合うものと考えられる。本稿が読者に益となる点があれば幸いである。

なお、筆者は、日頃、ステークホルダー対応等のリスクマネジメント、ESG投資、英国現代奴隷法等の「ビジネスと人権」ないしESG課題への取組み等の案件で日本企業をサポートしているが、もとより、本稿中の筆者の見解はすべて個人的なものであり、筆者が現在所属し、または過去に所属した組織等の見解を表明するものではない。さらに、特定の案件における立場を表明するものでもないことを付言する。

II なぜ、日本企業において「ビジネスと人権」の課題が重要性を増してきているのか?

1. 伊藤弁護士の見解

伊藤 2011年、国連人権理事会が採択した「ビジネスと人権に関する指導原則」(以下「指導原則」という)が日本でもようやく話題になりつつある。この原則は「企業は人権を尊重すべきである。これは、企業が他者の人権を侵害することを回避し、関与する人権への負の影響に対処すべきことを意味する」(指導原則11)とし、ビジネスセクターに対し、自らのビジネスが影響力を有する人権課題について責任を負うことを明らかにした国連文書である。

この原則は、後述する2013年のラナプラザ倒壊事故を契機に欧米を中心に必要性の認識が急速に広まり、2015年G7エルマウ・サミット首脳宣言は「責任あるサプライチェーン」へのコミットメントを表明、指導原則を各国で実施していくことを誓約した。ここ数年、政府、企業ともに取組みを加速的に推進し、日本を除くG7のほとんどの国が指導原則の国別行動計画を策定し実施に移している状況がある。

日本でも、政府が現在、指導原則の国別行動計画を策定中であることに加え、2015年、年金積立金管理運用独立行政法人(以下「GPIF」という)が、責任投資原則(以下「PRI」という)に署名したことで、議論が進み始めている。同原則は、機関投資家に、受益者のために長期的視点に立った利益追求をする義務があるとし、環境(Environment)、社会(Social)およびガバナンス(Governance)

1 本連載第1回「コーポレートガバナンス/CSRに関する国際的規範・基準の近時の重要な動向」本誌1065号(2016)25頁以下。

2 <http://hrn.or.jp/activities/uniqlo/>, <http://hrn.or.jp/activity/10216/>

3 <http://hrn.or.jp/news/14440/>